



2022年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン
代表者名 代 表 取 締 役 島田 和一
(コード番号 8897 東証プライム)
問 合 せ 先 社 長 室 室 長 鈴木 健介
(TEL 03-6551-2130)

(変更) 「株式報酬型ストックオプション (B種新株予約権) 発行内容確定に関するお知らせ」の一部変更について

当社は本日開催の取締役会において、過去に株式報酬型ストックオプションとして発行したB種新株予約権の内容の一部を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更する理由

当社は、2022年5月13日付「簡易吸収分割による持株会社体制への移行並びに定款一部変更（商号及び事業目的）に関するお知らせ」のとおり、2022年10月1日付で、当社の事業のうち、グループ経営管理事業（当社を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含みます。）、エネルギー事業及びアセットマネジメント事業を除く一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）に関して有する権利義務等を、吸収分割の方法により当社の100%子会社である株式会社タカラレーベン西日本（2022年10月1日付で「株式会社タカラレーベン」に商号変更予定。）に承継し、当社はその商号を「MIRARTHホールディングス株式会社」（ミラースホールディングス株式会社）に変更する持株会社体制へ移行（以下「本移行」といいます。）いたします。

本移行に伴い、今後は今まで以上にMIRARTHホールディングスグループ各社のシナジーを高めることが求められることから、MIRARTHホールディングスグループ各社の取締役や執行役員においては、グループ内における会社を跨いだ異動が今まで以上に発生することが想定されております。当社ストックオプションのうち、B種新株予約権は、これまで「当社」の取締役及び執行役員を退任した際に行使することができることとされ、退職慰労金としての意義を有しますが、本移行に伴い、「当社グループ」（当社並びにその子会社及び関連会社）の取締役及び執行役員を退任した際に行使できるものとするのが、当該新株予約権の意義に沿ったものとなることから、この度変更することといたしました。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 「株式会社タカラレーベン第1回新株予約権 (B種新株予約権)」から「株式会社タカラレーベン第5回新株予約権 (B種新株予約権)」まで

変更内容 (変更箇所には下線を付しております。)

変更前	変更後
<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が<u>当社</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。</p> <p>ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。</p> <p>(i) 新株予約権者の死亡以外の事由 (割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。) によって、新株予約権者が<u>当社</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合</p> <p>(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等 (自己都合による退任若しくは退職、又は<u>当社</u>の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。) によって<u>当社</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合</p>	<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が<u>当社グループ</u> (当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。) の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。</p> <p>ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。</p> <p>(i) 新株予約権者の死亡以外の事由 (割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。) によって、新株予約権者が<u>当社グループ</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合</p> <p>(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等 (自己都合による退任若しくは退職、又は<u>当社グループ</u>の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。) によって<u>当社グループ</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合</p>

(2) 「株式会社タカラレーベン第6回新株予約権 (B種新株予約権)」から「株式会社タカラレーベン第11回新株予約権 (B種新株予約権)」まで

変更内容 (変更箇所には下線を付しております。)

変更前	変更後
<p>(7) 新株予約権を行使することができる期間 (本文省略)。 ただし、新株予約権の割当てを受けた対象者が、死亡以外の事由によって<u>当社</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、喪失した日の翌日から10日以内に行使しなければならないものとする。なお、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当該新株予約権者が<u>当社</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。 (省略)</p> <p>ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等(任期満了による退任、<u>当社</u>の都合による退任または退職は含まない)によって、<u>当社</u>の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失したとき</p> <p>ニ. <u>当社</u>の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、<u>当社</u>の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または<u>取締役会</u>により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき</p>	<p>(7) 新株予約権を行使することができる期間 (本文省略)。 ただし、新株予約権の割当てを受けた対象者が、死亡以外の事由によって<u>当社グループ</u> (当社並びにその子会社及び<u>関連会社</u>をいう。以下同じ。)の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、喪失した日の翌日から10日以内に行使しなければならないものとする。なお、行使期間の最終日が休日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、当該新株予約権者が<u>当社グループ</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。 (省略)</p> <p>ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等(任期満了による退任、<u>当社グループ</u>の都合による退任または退職は含まない)によって、<u>当社グループ</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき</p> <p>ニ. <u>当社グループ</u>の株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、<u>当社グループ</u>の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または<u>当社の取締役会</u>により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき</p>

3. 変更日

2022年9月30日

以上